

公立大学法人東北公益文科大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程

令和8年4月1日規程第87号

(趣旨)

第1条 この規程は、本学における研究活動上の不正行為を防止するとともに、研究活動上の不正行為が行われている場合又はその恐れがある場合に適切に対応するため、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）、東北公益文科大学における研究活動の不正防止に関する基本方針（令和8年4月1日改正）及び東北公益文科大学における研究行動規範（令和8年4月1日改正）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、研究者とは、本学の教員、本学で研究活動に従事する学部及び大学院の学生その他本学で行われる研究活動に関わる者をいう。

2 この規程において、研究活動上の不正行為とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意事項を著しく怠り、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ及び成果発表の過程において行った次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文及び用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 論文の二重投稿、不適切なオーサーシップその他研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、研究が社会の信頼及び負託の上に成り立つことを自覚し、研究活動の公正性を確保するとともに、常に研究活動における倫理を意識してこの規程を遵守し、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

2 本学に所属する全ての研究者（本学を本務とする者）は、研究倫理教育を受講しなければならない。

(研究データの保存)

第4条 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

2 前項の研究資料等の保存期間及び管理の方法等については、別に定める。

(管理責任体制)

第5条 研究活動上の不正行為を防止するため、本学に研究活動不正防止最高管理責任者（以下「最高管理責任者」という。）、研究活動不正防止総括管理責任者（以下「総括管理責任者」という。）及び研究倫理教育責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長をもって当てる。
- 3 総括管理責任者は、各学部長及び研究科長の中から学長が指名する。
- 4 研究倫理教育責任者は、研究活動推進委員会の委員長をもって当てる。

(最高管理責任者の責務)

第6条 最高管理責任者は、本学における研究活動上の不正行為の防止について大学全体を統括し、最終責任を負うものとする。

- 2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為の防止に取り組むために必要な環境や体制の構築を図るよう努めなければならない。

(総括管理責任者の責務)

第7条 総括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、具体的な不正防止に関する対策等を実施するとともに、実施状況を最高管理責任者に定期的に報告するものとする。

(研究倫理教育責任者の責務)

第8条 研究倫理教育責任者は、総括管理責任者の指示により、研究者に対する研究倫理教育を定期的に実施するものとする。

(不正防止対策等実施体制)

第9条 研究活動上の不正行為の防止に関する対策及び研究倫理教育の実施に関する業務は、研究活動推進委員会が所管するものとする。

- 2 総括管理責任者は、不正防止対策等を円滑に実施するため、研究活動推進委員会の委員の中から不正防止対策等実施担当者を指名することができる。

(相談、告発等の受付窓口及び受付体制)

第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する相談及び告発の受付窓口を研究支援室に置き、受付窓口の責任者は、受け付けた相談及び告発について、直ちに総括管理責任者に報告するものとする。

- 2 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、受付窓口に対して告発を行うことができる。
- 3 告発は、原則として顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
- 4 受付窓口の責任者は、必要と認める場合には最高管理責任者と協議の上、匿名による告発を受け付けることができる。
- 5 受付窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ、インターネット等により不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(不正行為に係る報告)

第11条 総括管理責任者は、研究活動上の不正行為が発覚又は疑いが生じた場合は、直ちに最高管理責任者に報告する。

- 2 総括管理責任者は、当該告発等を行った者（以下「告発者」という。）に対し、さらに詳しい情報の提供及び当該告発等に基づいて行う調査への協力を依頼することができる。

(学内調査)

第12条 最高管理責任者は、告発等により研究活動上の不正行為の疑いが生じた事案（以下「当該告発等事案」という。）が発生した場合、総括管理責任者に対し、30日以内に当該告発等事案について研究活動上の不正行為が行われた可能性の調査（以下「学内調査」という。）を命じるものとする。

- 2 総括管理責任者は、学内調査を円滑に進めるため、研究活動推進委員会に学内調査チーム（以下「調査チーム」という。）を設置することができる。
- 3 調査チームの構成員は、研究活動推進委員会の委員の中から総括管理責任者が指名する者及び事務局長が指名する一般職員とし、研究活動推進委員長をリーダーとする。この場合において、調査チームは、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成する。
- 4 調査チームは、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の第三者等調査における調査可能性その他必要と認める事項について調査を行う。
- 5 調査チームは、告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての学内調査を行う場合は、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。
- 6 総括管理責任者は、学内調査を踏まえ、研究活動上の不正行為が行われた可能性について、最高管理責任者に報告する。
- 7 最高管理責任者は、当該告発等事案について、学内調査の結果等に基づき、さらに第三者を含めた調査（以下「第三者等調査」という。）を行うべきか否かを速やかに決定し、告発者及び被告発者に対し、理由を付してその結果を通知するものとする。
- 8 前項に規定する通知を受けた告発者又は被告発者から、当該調査の結果に異議の申出がなされた場合は、必要に応じて総括管理責任者に学内調査の再調査を求めることができる。

(第三者等調査委員会)

第13条 最高管理責任者は、第三者等調査に当たって第三者等調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができる。

- 2 調査委員会は、全ての委員を告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成するものとし、委員の半数以上を本学に属さない外部有識者とする。
- 3 調査委員会の委員は、最高管理責任者が推薦した者を理事長が選任するものとする。
- 4 調査委員会は、設置の日から起算して30日以内に調査を開始するものとし、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に調査を行う旨を報告するものとする。
- 5 最高管理責任者は、調査委員会を設置した時は、第三者等調査委員の氏名及び所属を告

発者及び被告発者に通知する。

6 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に書面により最高管理責任者に対して、第三者等調査委員に関する異議を申し立てることができる。

7 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立て内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(第三者等調査)

第14条 調査委員会における調査は、告発者から指摘された論文、実験データその他の資料の精査及び関係者からのヒアリングにより行い、次の各号の事項について調査を進めるものとする。

(1) 研究活動上の不正行為が行われたか否か

(2) 研究活動上の不正行為が行われたと認定できる場合、その内容及び関与した者とその関与の度合い

(3) 研究活動上の不正行為が行われていないと認定できる場合、告発が悪意に基づくものであったか否か

2 調査委員会は、前項の調査において、告発者及び被告発者に対して関連資料の提出、意見の聴取等の協力を求めることができる。

3 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的証拠、科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

4 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

5 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。この場合において保存義務期間の範囲に属するデータ、実験・観察ノート及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

6 調査委員会は、調査開始後、概ね120日以内に調査結果をまとめ、最高管理責任者に報告する。

(調査結果の通知)

第15条 最高管理責任者は、前条の調査の結果又は学内調査で最終決定された調査結果について、告発者、被告発者及び当該告発等事案の関係者に通知するとともに、研究活動推進委員会に報告するものとする。

2 前項に規定するもののほか、最高管理責任者は、当該告発等事案に係る研究が他機関からの資金配分を受けて行われたものであるときは、当該資金配分機関及び関係省庁に調査結果を報告するものとする。

(不服申し立て)

第16条 告発者及び被告発者は、前条第1項に規定する通知を受けてから30日以内に、最高管理責任者に対し不服申立をすることができる。

2 不服申立は、その趣旨、理由を付した文書によるものとする。

3 最高管理責任者は、不服申立を受けたときは、調査委員会に再調査を行うか否かの審査及び再調査を依頼する。ただし、不服申立の趣旨が調査委員会の構成等に関する場合で、最高管理責任者が必要と認める場合は、調査委員会の構成を変更した後に審査及び再調査するものとする。

4 最高管理責任者は、不服申立を受けたときは、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。この場合において不服申立の却下又は再調査開始の決定をしたとき及び再調査の結果についても同様とする。

5 最高管理責任者は、調査委員会の審査結果を受け、告発者及び被告発者にその結果を通知する。

(再調査)

第17条 最高管理責任者は、再調査を行うことが決定した場合、不服を申し立てた告発者又は被告発者に対し、第15条第1項の調査結果を覆すに足る資料等の提出や当該告発等事案の速やかな解決に必要な協力を求めることとし、その求めに対し必要な協力が得られない場合は、再調査を行わない、又は打ち切ることができる。

2 調査委員会が、再調査を開始した場合は、再調査を開始した日から概ね50日以内に調査結果を最高管理責任者に報告する。

(秘密保護義務)

第18条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本学の職員でなくなった後も同様とする。

2 最高管理責任者は、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意思に反して諸情報が漏洩しないように努めなければならない。

(調査資料の提出)

第19条 総括管理責任者は、当該告発等事案に係る研究が他機関等からの資金配分を受けて実施されたものであった場合又は当該資金配分機関等からの要求があったときは、調査関係資料を提出又は閲覧させることができる。ただし、当該調査に支障がある場合は、この限りでない。

(調査結果の公表等)

第20条 最高管理責任者は、第14条又は第17条の調査結果の報告（以下「結果報告」という。）が研究活動上の不正行為が行われた旨の報告であった場合は、次に掲げる事項を公表することとする。

(1) 研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属

(2) 研究活動上の不正行為の内容

(3) 調査の方法等

(4) その他必要と認められる事項

2 最高管理責任者は、結果報告が研究活動上の不正行為が行われていない旨の報告であつ

た場合は、調査結果等の公表は行わない。ただし、結果報告がなされる前に当該告発等事案に係る情報が外部に漏洩された場合等については、不正行為が行われていない旨及び調査の方法等について公表することとする。

3 最高管理責任者は、結果報告が当該告発等事案は告発者の悪意により告発されたものである旨の報告があった場合は、悪意により告発されたものであること、告発者の所属及び氏名を公表する。

4 最高管理責任者は、公表する内容に学生等が含まれている場合は、事案に応じて適切に配慮するものとする。

(不正行為等に対する処置)

第21条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行った研究者及び悪意により告発を行った者に対し、就業規則等関連規程の規定に則して適切な処置を行うものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第22条 最高管理責任者は、告発等を行ったことを理由として、告発者に対していかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

2 最高管理責任者は、単に告発等があったことを理由として、被告発者に対して研究活動を全面的に禁止するなど過度に不利益な取扱いを行ってはならない。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。